

令和 2 年

市議会 9 月定例会議案

(追 加 分)

知 立 市

令和 2 年市議会 9 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
都 計	報告第 8 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
	議案第 6 5 号	令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 9 号）

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 4 号）

（専決処分書別紙）

令和 2 年 10 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金302,039円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和2年8月11日（火） 午前9時40分頃
 - (2) 発生場所 知立市山屋敷町桐山19番3
 - (3) 経 過 桐山公園愛護会会員が、同公園内で草刈作業を行っていたところ、使用していた草刈機の刃が小石を跳ね飛ばし、付近の自宅駐車場に駐車していた相手方車両のバックドアガラスに当たり、これを損傷させ、損傷に伴い落下したガラスが飛散したことによりリアバンパーも損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（トヨタ ヴォクシー）のバックドアガラスの破損及びリアバンパーの損傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和2年9月8日

知立市長 林 郁 夫

